合貳町陸段者

右田地者、光國相傳知行無相違地也。然依有敬神之志、所奉寄進當大神宮也。子々孫々守此旨、不可有寄改之狀如件。

嘉暦三年三月十日　　藤原光國　在判

（裏書）

雖上分寄進、於下地者菖蒲丸子々孫々永代可預申間、爲後證案文裏封渡申了。

永享貳年六月十一日　　菖蒲丸代承善　在判

五月廿四日。領家日野資名、その祈禱所珠洲郡法住寺内の檢斷等を院主の沙汰たらしむ。

【法住寺文書】　珠洲郡　　二〇七

直之鄕内法住寺事、可爲御祈禱所之由、建久八年被仰下之上者、四至内檢斷幷召仕在家人等、可爲院主沙汰。但於大犯者、預所相共可致其沙汰。至小過者、令斗寺ニ沙汰、向後停止預所綺、可被抽御祈禱忠勤之由、被仰下也。仍執達如件。

嘉暦三年五月廿四日　　左衞門尉　在判

院主御房

嘉暦四年　己巳　八月廿八日改元　紀元一九八九

元德元年

二月十三日。假揭

【總持寺文書】　鳳至郡　　二〇八

奉施入諸岳寺田畠事

合坪付副之

右當寺、惟自上古以來修造勤行、于迨今无闕如。就中寺以木樹倍驚信（敬カ）、去來棲息乞願。然則安竹木、埽（マヽ）四壁事根本也。敢勿違失。堅守此手鏡、可有御奉行。仍施与之狀如件。

嘉暦四季二月十三日　　定賢　在判

奉　韶碩長老

（本文書は僧定賢が鳳至郡諸岡寺の田畠を峨山紹碩の董する總持寺に施入すとの意なるべしといへども、文辭亂雜なるを以て姑く疑を存す。但し貞治五年十二月五日の條總持寺常住文書目錄中の定賢律師峨山和尙當寺施入狀といふものは之に當れり。）

三月十五日。吉見圓忠、その妻伴氏女に羽咋郡志々見保の田畠を讓渡す。

【永光寺文書】　鹿島郡　　二〇九

（伴氏）とものうぢにゆづりわたすのとのくにゑゞみのほうでんはくのつぞづけの事

合

一段八　とさのほけう名内さこんの四郎作（早田）

二段五　めかり名内きち内入道作（晩田）

二段　めかり名内きち内入道作（中田）

二段　よさうつくり（中田）

八　くにかけみやうの内つくた、本はよしきよ

二段九　四はべちの所にあり　平すけ名（晩田）

二段　あら田（晩田）いや五郎作

一段　仲太郎名

已上壹丁五段

一　やしき壹所

右つぼづけ如件。

嘉暦四年三月十五日　　圓（吉見）忠　在判

（吉見圓忠の名は元德三年四月廿九日及び正慶元年五月廿七日の條等に見えたり。）

六月十四日。武藏金澤稱名寺領能美郡輕海鄕公文・百姓等、盜人・强盜等のことに就き同寺に誓狀を出す。

【稱名寺文書】　武藏　　二一〇

（前缺）

一、ぬす人がうたうの惡名候はゞ、□ちうちなどの候はん時は、□きゝかくし、百姓のなとわ□□□□（きの物に）□□（いた）り候まで、さやうの事承及□申入まいらせ候べく候。

一、御領をひごろの樣にけちらし□候物の候はん